

# 茨城県議会一般選挙

## 投票日 12月14日(日) 午前7時～午後8時

### ◆投票できる方は

今回の選挙では、選挙人名簿登録基準日が12月4日となりますので、

住所要件については、平成26年9月4日までに転入届出をされた方、あるいは住民票を作成された方で、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方です。また、年齢要件については、投票日当日20歳以上の方ですので、平成6年12月15日までに生まれた方が有権者となります。

※注 転出した方で、牛久市の選挙人名簿に掲載されている方のうち、公職選挙法第9条第4項の規定に該当する「当該市町村の区域内から引き続き茨城県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、従前の市町村において投票できませんが、この場合、同法第44条第3項の規定により「引き続き茨城県の区域内に住所を有することを証するに足る文書」を掲示した方のみに限ら

れます。また、茨城県外に転出された方は、この選挙の選挙権はありません。

### ◆期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。期日前投票は、12月6日から12月13日までの毎日(土・日曜日でもできます)、午前8時30分から午後8時までです。場所は、牛久市役所期日前投票所(市保健センター2階)、ひたち野リフレ期日前投票所(ひたち野リフレ2階)、奥野期日前投票所(奥野生涯学習センター)のいずれかで期日前投票ができます。

なお、牛久駅東口が改修工事のため、牛久駅期日前投票所を牛久駅西口エスカードビル内イブミヤ3階に場所を変更して設置します。投票時間は午前10時から午後8時までとなりますのでご注意ください。

期日前投票所は、投票日が近づく

と大変混雑し、投票までお時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

### ◆不在者投票

投票所入場整理券の裏面に宣誓書欄を設けています。当日に投票できない理由などを、あらかじめ記載してから期日前投票所にお越しになると、受付にかかる時間を短縮できます。

### ◆不在者投票

投票日当日までに20歳になる方は、牛久市役所不在者投票所(市保健センター2階)、牛久駅前不在者投票所(牛久駅西口エスカードビル内イブミヤ3階)、ひたち野リフレ不在者投票所(ひたち野リフレ2階)、奥野不在者投票所(奥野生涯学習センター)で投票することができます。

また、病院や老人ホームなどに入っている方でも、その施設が不在者投票の指定施設になっている場合は、施設内で投票することができます。

す。お早めに施設の不在者投票担当者の方にご相談ください。

### ◆郵便による不在者投票

身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法に規定する両下肢や体幹などの不自由な方、介護保険法に規定する要介護5の方は、自宅にいたまま郵便により不在者投票ができます。

この場合は、「郵便投票証明書」が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会(市総務課内)へお問い合わせください。

### ◆遠隔地での不在者投票

長期出張など選挙期間中、牛久市外にいる方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票をすることができません。この場合、牛久市選挙管理委員会への投票用紙などの請求が必要となるため、多少時間がかかりますので、早めに手続きをしてください。

### ◆代理投票と点字投票

体が不自由などの理由で自分で字を書くことができない方は、投票所の係員が代筆しますので、当日係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますので安心して投票してください。また、目の不自由な方は、点字により投票することができます。

◆投票所入場整理券

入場整理券は郵送します。投票所にお越しの際は、入場整理券のお名前、投票所をご確認の上、お持ちください。また、有権者であるにもかかわらず、お手元に入場整理券が届かない場合は、お手数ですが、投票所で入場整理券の再発行を受けてから投票してください。その際、運転免許証など本人と確認できるものがあると手続きが早くなります。

◆開票

開票は、ひたち野うしく小学校体育館で午後9時から行う予定です。なお、会場の都合で参観者が多い場合は、入場制限をする場合がありますので予めご了承ください。

◆開票速報

牛久市選挙区の開票速報は、テレドームで行う予定です(録音された選挙結果が流れます)。

▼テレドーム ☎0180・991・235

◆選挙公報

選挙公報は、新聞折り込みのほか、各期日前投票所、市役所、各生涯学習センター、運動公園体育館の窓口に用意しますので、ご利用ください。また、新聞を購読されていない方は、選挙管理委員会までご連絡ください。

**田宮投票区投票所は本町区民会館に変更**

牛久駅東口の工事に伴い、これまで牛久駅東口に設置していた田宮投票区投票所が本町区民会館に変更となりますので、ご注意ください。

**上町投票区投票所は牛久小学校会議室(1階)**

(仮称)牛久小学校保育園および牛久小児童クラブの改修工事に伴い、牛久小学校体育館が使用できないため、投票所を牛久小学校の会議室に変更します。

投票日に投票所へ行けない方は… 期日前投票所をご利用ください



**【期日前投票期間】12月6日(土)～12月13日(土)までの午前8時30分～午後8時** ※イズミヤは午前10時から

**牛久駅前期日前投票所は、イズミヤ3階に変更します**

牛久駅東口の工事に伴い、これまで牛久駅東口に設置していた牛久駅前期日前投票所がエスカードビルのイズミヤ3階に変更となります。投票時間は、午前10時から午後8時までとなります。なお、お車でお越しの方は、牛久駅東口のイズミヤ第1駐車場または牛久駅西口のイズミヤ第3駐車場に駐車してください。第1駐車場または第3駐車場に駐車された方には、駐車場利用料1時間無料券をお渡しします。

**牛久駅前期日前投票所 ※投票時間:午前10時～午後8時**

牛久駅前期日前投票所(イズミヤ3階フロア)

**イズミヤ 第3駐車場 牛久駅前期日前投票所駐車場図**

**ひたち野リフレ期日前投票所**

ひたち野リフレ期日前投票所(ひたち野うしく駅東口)

**奥野期日前投票所**

奥野期日前投票所(奥野生涯学習センター)

**牛久市役所期日前投票所**

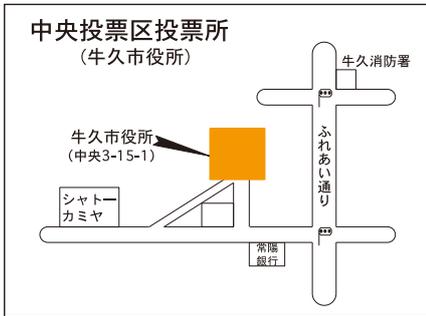
牛久市役所期日前投票所(牛久市役所保健センター2階)

問 牛久市選挙管理委員会(総務課内) ☎内線1011、1012

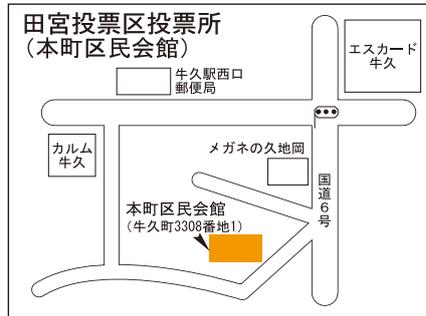
# ください

投票所は24カ所です。市選挙管理委員会から郵送される投票所入場整理券に記載されている投票所を必ずご確認の上、お越してください。

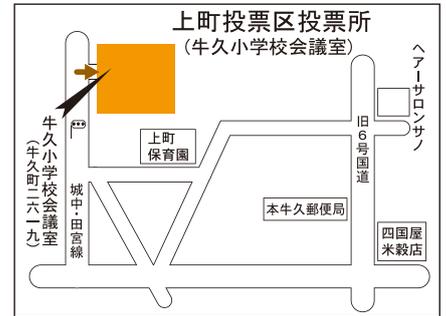
問 牛久市選挙管理委員会(総務課内) ☎873-2111内線1011、1012



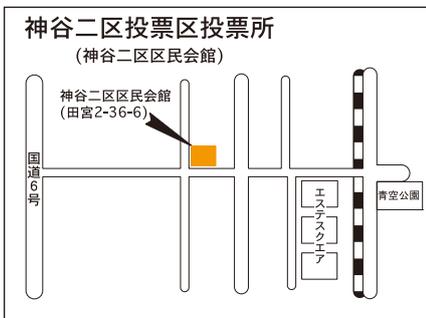
中央投票区投票所  
(牛久市役所)  
栄町3丁目・5丁目・6丁目、中央1丁目(神谷二区行政区以外)・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目、柏田町(栄町・栄東行政区のみ)の有権者



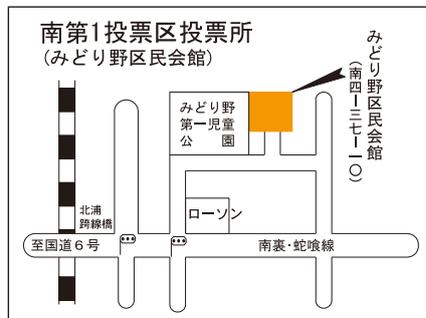
田宮投票区投票所  
(本町区民会館)  
田宮(田宮町字笹塚・田宮町番外以外)・本町・エスカードビル行政区の有権者



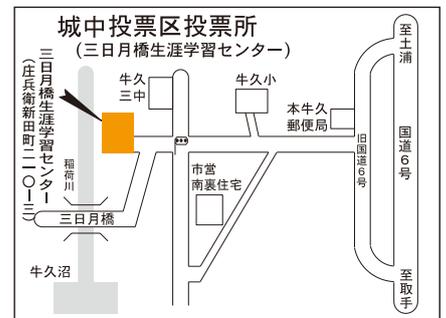
上町投票区投票所  
(牛久小学校会議室)  
上町・下町・牛久駅西ニュータウン行政区の有権者



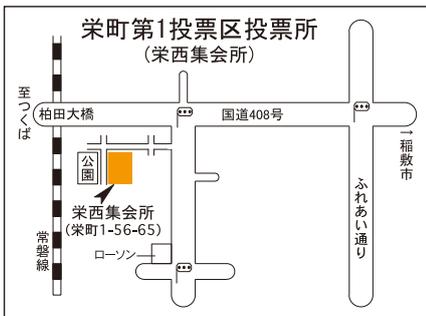
神谷二区行政区の有権者



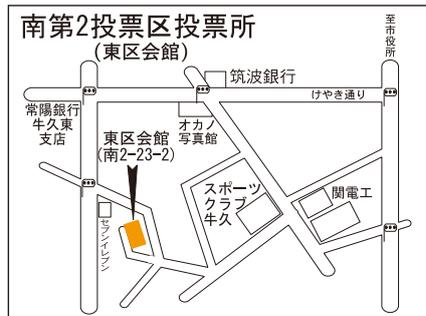
南第1投票区投票所  
(みどり野区民会館)  
南1丁目(23番地～44番地)・4丁目(みどり野行政区・南4丁目37番地のみ)・7丁目の有権者



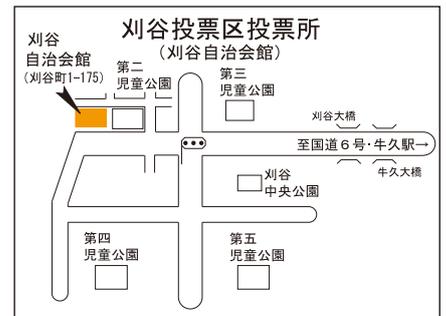
城中・新地行政区の有権者



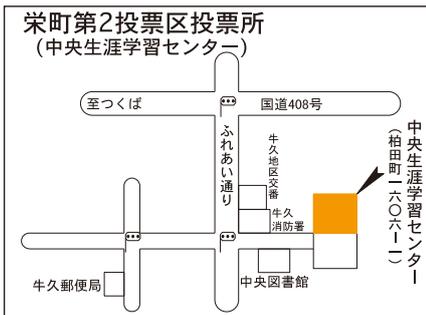
栄町第1投票区投票所  
(栄西集会所)  
栄町1丁目・2丁目、上柏田1丁目・2丁目の有権者



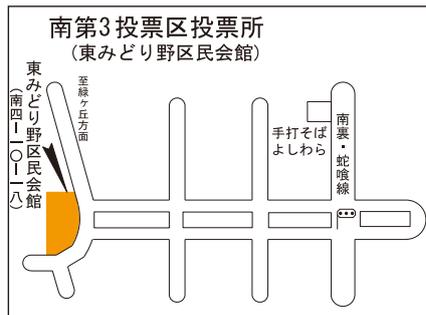
南第2投票区投票所  
(東区会館)  
南1丁目(1番地～22番地)・2丁目・3丁目(東みどり野行政区以外)の有権者



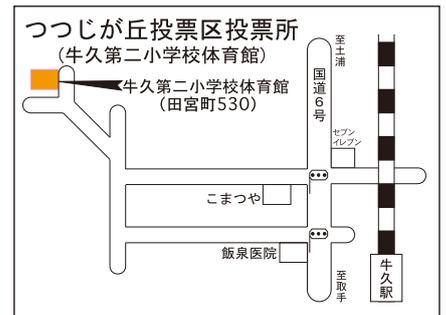
刈谷・秋住団地行政区の有権者



栄町第2投票区投票所  
(中央生涯学習センター)  
上柏田・中柏田行政区、栄町4丁目、上柏田3丁目・4丁目の有権者

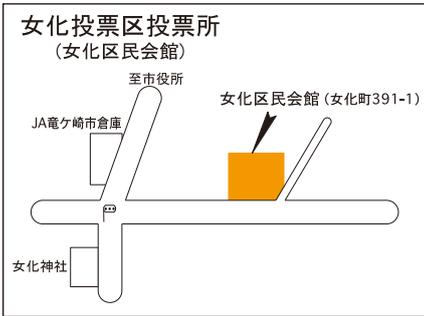


南第3投票区投票所  
(東みどり野区民会館)  
南3丁目(東みどり野行政区のみ)・4丁目(緑ヶ丘・東みどり野行政区のみ)・5丁目・6丁目(緑ヶ丘・東みどり野行政区のみ)の有権者

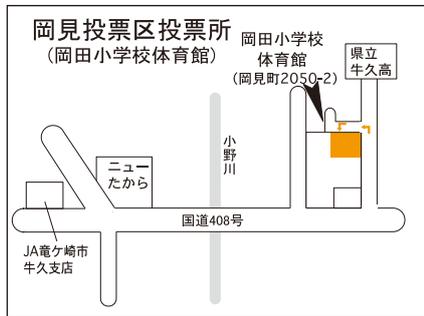


つつじが丘・第2つつじが丘行政区、田宮町字笹塚・田宮町番外の有権者

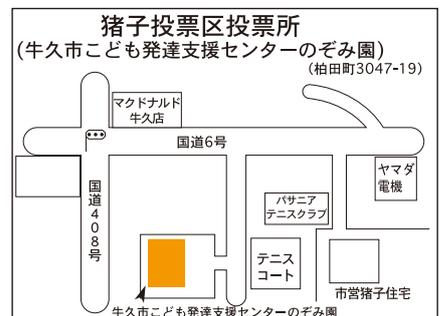
# 投票所を必ずご確認ください



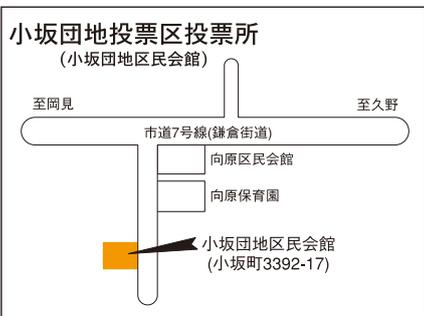
女化行政区、さくら台4丁目の有権者



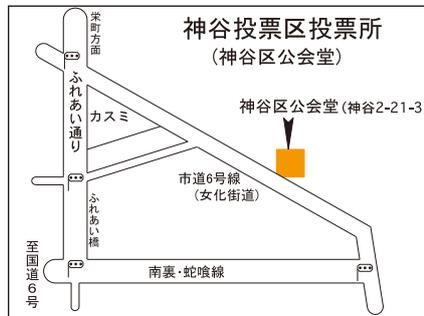
岡見・下柏田・上池台・下根ヶ丘・第8岡見行政区の有権者



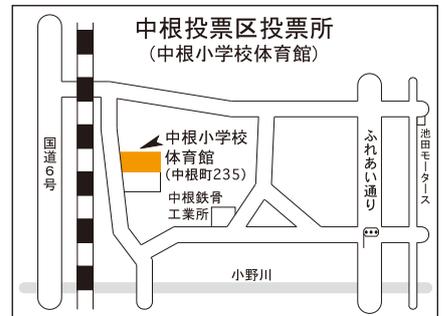
猪子・一厚東(栄町1丁目を除く)・一厚西行政区の有権者



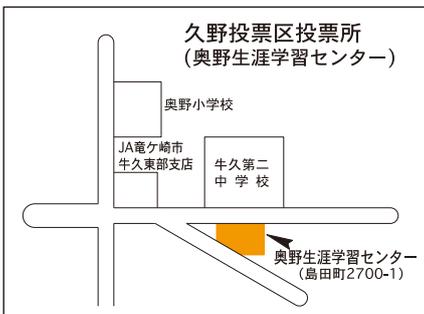
小坂団地・東岡見・上太田・小坂(一部)・向原行政区の有権者



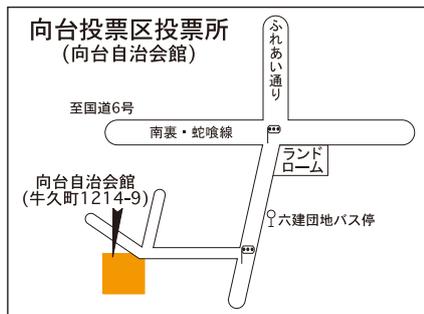
神谷行政区、神谷1丁目～4丁目・6丁目の有権者



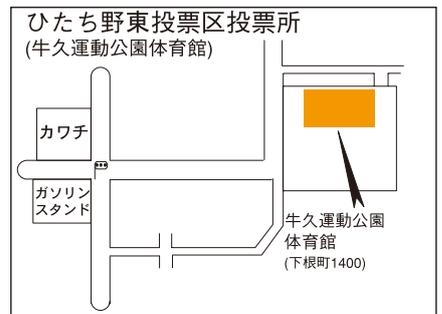
ひたち野西4丁目、ひたち野東5丁目(びゅうパークひたち野行政区のみ)、中根町、東和田町の有権者



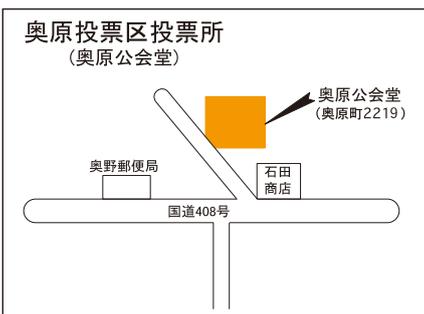
久野・大和田・中央・正直・島田・桂・報徳・井ノ岡・小坂行政区の有権者



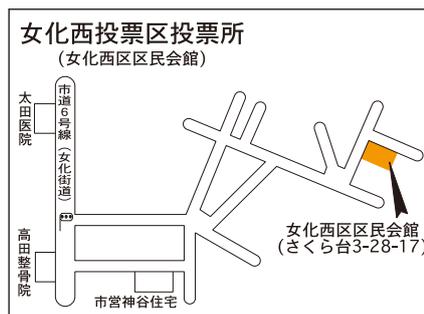
南部・向台行政区、みはらし台の有権者



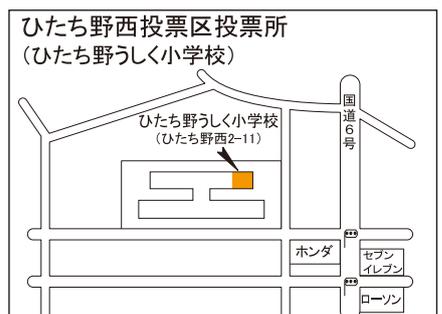
ひたち野東2丁目～5丁目(びゅうパークひたち野行政区を除く)、岡見町(東下根行政区の一部・第8岡見行政区の一部)、下根町(下根ヶ丘行政区を除く)の有権者



奥原行政区の有権者



神谷5丁目、さくら台2丁目・3丁目の有権者



ひたち野東1丁目、ひたち野西1丁目～3丁目、東猫穴町の有権者